

# 構造計算に用いるCLTパネルの基準強度の拡充(強度区分の追加)

 H30.12.12 公布  
 H31. 3.12 施行

## 【背景】

CLTパネル工法建築物の構造計算に用いるCLTパネルの基準強度は、低い強度の樹種を基にした材の強度により設定している。

## 【改正内容】

実験等によって確認された材について新たな強度を位置付けることにより、より高い基準強度のCLTパネルの使用が可能となり合理的な設計が可能となる。

### 改正前

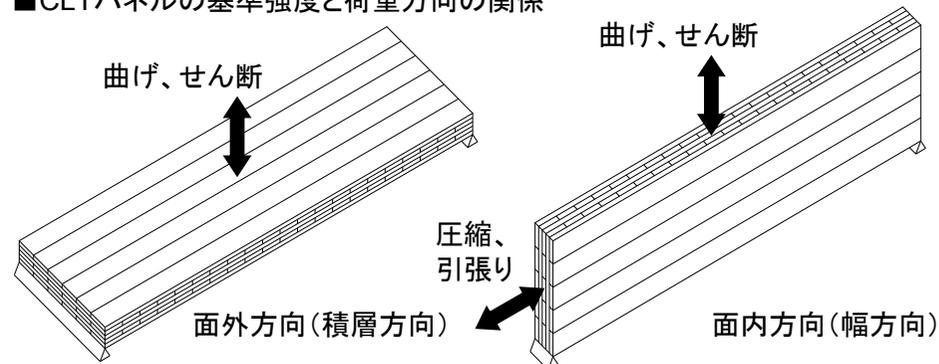
CLTパネルの圧縮、引張り、曲げ、せん断の基準強度は、低い強度の樹種を基にした材の強度により設定している。

(例: 圧縮強度においては、機械等級区分はM30及びM60のみ、目視等級区分は一等及び二等のみ)

#### ■ 圧縮強度の例

区分※	等級	強度[N/mm <sup>2</sup> ]
機械等級区分	M60	21.6
	M30	15.6
目視等級区分	一等	26.4
	二等	16.8

#### ■ CLTパネルの基準強度と荷重方向の関係



### 改正後

実験結果等を踏まえて性能が確認された材について、新たな区分を追加し強度を設定する。

(例: 圧縮強度においては、機械等級区分でM90及びM120の強度を、目視等級区分で樹種群に応じた強度を設定)

#### ■ 圧縮強度の例 (黄色部分が新設)

区分※	等級	樹種	強度[N/mm <sup>2</sup> ]
機械等級区分	M120	—	33.6
	M90	—	27.6
	M60	—	21.6
	M30	—	15.6
目視等級区分	一等	べいまつ、他	36.0
		ひのき、他	33.6
		つが、他	31.2
		とどまつ、他	28.8
	二等	すぎ、他	26.4
		べいまつ、他	26.4
		ひのき、他	24.0
		つが、他	21.6
		とどまつ、他	19.2
		すぎ、他	16.8

※ 機械等級区分：等級区分機を用いて、材の品質を区分したもの  
 目視等級区分：目視により、材の品質を区分したもの